

個人町道民税の定額減税

令和6年度分の個人町道民税における定額減税の概要は以下のとおりです。

対象者: 前年の合計所得金額が1, 805万円以下の個人町道民税所得割の納税義務者

減税額:本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

その他:

減税額については、送付される納税通知書の2ページ目又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)

問合せ 税務課住民税係 ☎21-2115



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記の申請をすることが法律 で義務付けられました。

正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。 相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。



・制度に関する詳細は、 法務省 相続登記 | Q で検索

・個別の事案に関するご相談は、札幌司法書士会「相続登記相談センター」まで

☎011-211-6665 (平日午前12時~午後3時)

▲ 不動産登記 推進イメージキャラクター 「トウキツネ」



・登記事項証明書の請求は、オンラインで手続きできる「かんたん証明書請求」をご利用ください。

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115



令和7年度 就学時知能検査等の実施

教育委員会では、毎年、次年度小学校へ入学するお子さんを対象に、知能検査・ことばの検査を実施してい ます。今年度は以下の日程で実施します。

この検査は入学前後の適切な教育指導のために行うものなので、保護者の方は必ずお子さんに受けさせてく ださい。

※対象となるお子さんの保護者の方へ6月中旬に別途郵便にてお知らせします。

※10月に健康診断を実施しますので、その際は改めてご連絡します。

対 象:平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれのお子さん

学 校 区	月日	場所	時間帯
黒川小学校区 登小学校区	7月 4日 (木)	中央公民館	詳細な時間につきましては、後日送付する文書をご確認ください。
沢町小学校区	7月16日 (火)	福祉センター	
大川小学校区	7月18日 (木)	中央公民館	

※やむを得ない理由で指定された日に受けられない場合は、上記日程内で変更も可能ですので、事前に教育 委員会までご連絡ください。

※学校区については、別途送付している文書をご確認願います。

問合せ 教育委員会 学校教育係 四21-2138